

I 国民健康保険・医療体制について

番号 1. ①

項目 国に対し国の負担割合を以前の状態に戻すよう要望すること。それまでの間は、国民健康保険会計に、270 億円以上の市税の任意繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、「協会けんぽ・共済健保」なみの負担率にすること。ちなみに、市正規職員の「共済健保」負担率を明らかにすること。また、直近5年間の任意繰り入れを明らかにすること。2016 年度は、国からの低所得者対策金を活用して今すぐに6,000 円以上引き下げること。

(回答)

国の負担金につきましては、これまで様々な制度改正がなされており、昭和59年度には退職者医療制度の創設により、退職後、国民健康保険に移行された方の給付費にかかる財源が措置されたこと、平成17年度には三位一体の改革により、国から地方へ税源が移譲され、都道府県調整交付金が創設されたこと、さらに平成20年度には65歳から74歳の方の医療保険の加入割合に係る給付費の偏在を是正するため、前期高齢者交付金制度が創設されたことにより、国庫負担率は低下しているものの、保険給付費に係る財源は、一定の措置がなされてきたところです。

なお、国庫負担率の引き上げにつきましては、国民健康保険の財政基盤の強化を図るとともに、国の責任と負担において実効ある措置を講じることを、機会あるごとに国に対して要望いたしております。国民健康保険は、加入者に高齢者や所得の低い方が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えており、本市も含めた全国の決算補てん等目的の法定外の繰入総額は、平成26年度で約3,500億円となっています。

こうした中、国におきましては、市町村国保に対し、平成27年度から全国ベースで約1,700億円を、平成30年度以降は毎年約3,400億円を投じて、国保の抜本的な財政基盤の強化を図ったうえで、国保運営の都道府県化を行うこととしています。

本市におきましても、これまでから被保険者の保険料負担の軽減を図るため、多額の市税等を一般会計から繰り入れてきましたが、平成27年度から低所得者が多い保険者を支援する「保険者支援制度」の拡充により、本市国保においても一定の財政基盤の改善が図られたところです。

一方、国民健康保険は、その事業運営を保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えておりますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、その原則どおりでは保険料負担が大きくなることから、本市財政は極めて厳しい状況であります。平成28年度当初予算においては、140億円の任意繰入を含む、438億円もの市税等を一般会計から繰り入れ、被保険者の負担を軽減しているところです。

このような状況の中、医療分と後期高齢者支援金分を合わせた平成28年度国民健康保険料につきましては、受益と負担の適正化の観点から、収入に対する保険料の負担割合を府内市町村並みとなるよう改定することを方針とし、平成27年度における保険料の本市の負担割合10.0%に対して、本市を除く府内市町村の過去5年間の平均が10.1%となっていることから、1%の増改定としたところです。

なお、直近5年間の任意繰入につきましては、平成24年度予算186億円、平成25年度予算179億円、平成26年度予算176億円、平成27年度予算142億円、平成28年度予算140億円となっております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課 (管理グループ) 電話：06-6208-7961

(回答)

国民健康保険の保険料率に対する本市正規職員の掛金率及び計算方法は、次のとおりです。

【掛金率】(平成28年度)

健康保険分 49.17/1000
福祉事業分 0.80/1000
合計 49.97/1000

【計算方法】

標準報酬月額 × 掛金率 = 掛金額

担当 人事室 給与課 共済グループ 電話：06-6208-7581

番号 1. ②③

項目 ②低所得者、子どものいる世帯（横浜市のような子どもの控除額を新設するなど）・1人親世帯・障がい者など納付困難な世帯に対する保険料の条例減免（9割減額の新設）を拡充し、現行3割減免と合わせて申請不要（自動適用）とすること。また、所得減少減免申請で、従来通り確定申告後もさかのぼって減免すること。なお、当面、3割軽減可能世帯に対しては数度の制度説明を個別に行うこと。

③保険料を払うと、生活保護基準額以下となる場合は、介護保険制度にある保険料などを軽減・免除する「境界層措置」を新設すること。

（回答）

前年中所得が一定基準以下の低所得世帯に対して、平等割保険料及び均等割保険料の7割・5割・2割を軽減する制度や、倒産・解雇などの理由で離職された非自発的失業者については、前年給与所得を100分の30として算定する保険料軽減措置を、国の制度として実施しております。

さらに、保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、本市独自の施策として、平等割保険料及び均等割保険料の3割を減免する制度や、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯に対し減免制度を設けるなど、被保険者の保険料負担の軽減に努めているところです。

また、保険料の決定にあたっては、多人数世帯の負担を軽減するため、保険料の賦課割合について、人数に応じてご負担いただく均等割保険料の割合を、国の基準では保険料全体の35%となっているところを、本市独自に27%へと引き下げ、多人数世帯に対する負担の軽減を図っているところです。

加えて、平等割保険料及び均等割保険料の7割・5割・2割の法定軽減や、本市独自の3割軽減の適用の判定にあたっては、前年中所得の基準額を、世帯の人数も考慮して設定しており、多人数世帯へ配慮するなど、被保険者の保険料負担の軽減に努めているところです。

市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより減免することができるかとされており、本市の減免制度につきましては、本市国民健康保険条例及び同施行規則において申請を必要とする旨を規定しております。なお、6月中旬に3割軽減の対象となる世帯へ勸奨通知を送付し、同封している減免申請書を返信していただくことで減免を適用しております。

また、営業不振等による所得減少減免につきましては、減免申請書の提出を受けた上で、税の確定申告時期まで減免の判定を保留し、「収入状況申告書」、確定申告書の控えなど事実を証し得る資料により確認したうえで、申請のあった月以降の保険料に対して減免を適用することとしております。

なお、国民健康保険料の減免制度の周知につきましては、市民の皆さまに理解を深めていただけるよう、本市国民健康保険にご加入の全世帯に送付している保険料決定通知書の裏面、更新分の保険証発送時に同封している「国保だより」、または、本市ホームページや本市国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」等を通じ、広報・周知しておりますが、今後も様々な機会を捉えて広報・周知に努めてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号 1. ④

項目 国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう区役所内ネットワークを構築すること。さらに、全般的な生活相談に応じられる「区民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。また、「相談支援体制のあり方検討プロジェクトチーム」の取り組み状況を明らかにすること。

(回答)

以前から、納付相談においては、生活保護担当課をはじめ各種福祉サービス担当課などと連携し、必要に応じて各窓口へのご案内を行っております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課 (収納グループ) 電話：06-6208-9872

(回答)

本市では、生活に困りごとを抱えた生活困窮者の自立相談支援窓口を各区役所内に設置しています。

相談窓口では、相談支援員によるアセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、個々の状況に応じて、適切な他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、関係機関等と連携しながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援しております。

担当 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

(回答)

少子高齢化の進展等、福祉ニーズが一層複雑化・多様化・深刻化するなか、大阪市社会福祉審議会から、施策横断的な相談支援機関の連携の必要性等に関する提言が示され、本市においては、平成26年8月に各施策分野の相談支援機関を所管する部局、区役所、大阪市社会福祉協議会が参画する「相談支援体制のあり方検討プロジェクトチーム (以下「PT」という。)」を設置し、検討を行っております。

具体的には、平成26年度から平成27年度にかけて市内の各相談支援機関に対するヒアリング調査やアンケート調査等を実施するなど、相談支援の現場の実態把握に努めるとともに、調査結果に基づき検討を進めているところです。

なお、これらPTの取組状況や検討結果については、大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会へ報告しており、審議会での議論内容等を本市ホームページで公表しております。

今後も一層増大することが予想される福祉ニーズに的確に対応するため、施策分野を超えた相談支援機関の連携のしくみづくりに向けて、引き続き検討を進めてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7970

番号 1. ⑤

項目 一部負担金減免の2011年度改定は、きわめて不十分であり、実際に使える制度とすること。所得要件を150%以下とし、「一時的な困窮」に限定しないこと。また、治癒見込み期間を1年以上にするなど改善を行うこと。

(回答)

療養の給付を受ける場合の一部負担金は、保険財政の安定的な運営を行うとともに、療養の給付を受ける被保険者と他の被保険者との受益と負担の公平を図る観点から、国民健康保険法の定めるところにより、療養の給付を受ける際に負担することとされています。

一方で、特別の理由がある被保険者に対して、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合、一部負担金の減免や徴収猶予を行うことができるとされており、その特別の理由として、厚生労働省通知において、災害や、失業等により収入が著しく減少したとき等と規定されています。

このことから、本市におきましても法の趣旨に則り、大阪市国民健康保険条例及び同施行規則において、災害や、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者の方に対して、一部負担金の減免、徴収猶予を行っています。

なお、減免期間につきましては、実収月額が生活保護基準を下回る方は、当初の減免期間である3か月を超え、引き続き承認要件を具備している場合、初回の減免開始から最長で概ね1年の期間であれば延長を可能とする取扱いとしています。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号 1. ⑥⑦⑧

項目 ⑥2009年12月16日付の厚生労働省の事務連絡では、短期保険証の窓口留保を「一定期間」認めているが、この「一定期間」を何日と考えているか日数を示すこと。答えられない場合は、なぜ答えられないのか回答すること。当面、短期保険証は、無保険状態をつくらぬよう4月と10月に送付すること。

また、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療などの受給世帯(短期有効期限被保険者証の交付要項別表)には、短期保険証を発行しないこと。

⑦資格証明書ならびに短期保険証発行に基づく直近5年間の医療費の節約効果額を明らかにすること。また、2008年10月20日付の厚生労働省の事務連絡では、「電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努める」こととされているが、現在発行されている資格証明書世帯の接触状況の内訳を明らかにすること。

⑧法令を順守し「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。また、資格証明書の発行をやめること。特に、1人親世帯、障がい者のいる世帯、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療などの受給世帯には絶対に発行しないこと。

(回答)

本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、電話等による納付の督促を行うとともに、督促状を送付し納付を促しております。しかし、これによっても納付していただけない滞納状態が改善されない世帯に対しては、催告書の送付や有効期限の短い「短期有効期限被保険者証(短期証)」を交付することで、証の更新機会に接触を図り、その世帯の実情を把握したうえで納付相談を行い、減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなど、きめ細かく丁寧な対応に努めています。短期証を交付する世帯には、有効期限切れ前に文書の送付や電話などで区役所への来庁を勧奨しております。

それでもなお特別な事情もなく、長期(一年以上)にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、被保険者証の返還を求め、資格証明書(資格証)の交付を行っております。資格証の交付世帯には、被保険者証の返還を求める際にも、まず、お知らせ文書等で区役所窓口への来庁の勧奨を繰り返し行ったうえで、来庁できない事情のある方についても、電話や自宅への訪問等により実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別な事情」に該当しないか、丁寧かつ慎重に審査を行っております。

なお、資格証明書世帯の接触状況については、未集計となっています。

また、平成21年12月16日付の厚生労働省国民健康保険課長からの保国発1216第1号により、高校生世代以下の子どもに対する短期証の交付に際しては、有効期限内に郵送する取り扱いとしておりますが、世帯主が不在等により郵便局から返戻された短期証については、「子どもの短期証」を郵送する旨をお伝えするため、別途お知らせ文書を送付したうえで、再度短期証を郵送することとしております。それでもなお、世帯主の受け取りがなく、再度区に返戻された短期証については、電話連絡や訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めております。

「子どもの短期証」以外につきましても、未交付世帯に対し、来庁勧奨文を送付するなど、留保が長期間に及ばないように努めております。

年末までに区役所に取りに来られない世帯に対しては、年末年始が区役所閉庁日となることから、年末に郵送することとしております。

短期証及び資格証の発行につきましては、医療費を節約する目的で交付しているものではありません。

「現在発行されている資格証明書世帯の接触状況の内訳」は各区回答→回答なし

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号 1. ⑨

項目 財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがないかきめ細かく面談し、生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。さらに、財産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること（2012年4月13日、課長事務連絡）。生活保護受給者については、ただちに滞納処分の停止を行なうこと。国保料の滞納世帯に対する徴収業務の民間委託をやめること。また、2013年11月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえしないこと。

（回答）

国民健康保険料収入の確保は、単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。

保険料滞納世帯に対しては、文書や電話等により接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で個々の事情の把握に努め、できるだけ無理なく納付していただけるよう、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かで丁寧な対応を行っております。それでもなお、保険料を納めていただけない世帯に対しては、財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。

これによってもなお、特別な事情が無いにもかかわらず保険料を納めていただけない場合は、関連法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っております。

無財産である（滞納処分する財産がない）場合、生活保護法による保護を受けたことで、国民健康保険の資格を喪失した場合、滞納処分を行うと生活を著しく窮迫させる場合並びに滞納者の所在及び滞納処分可能な財産がともに不明の場合のいずれかに該当すると認めるときは、法令に基づき滞納処分の執行を停止することとしております。

徴収業務の民間委託については、本市が進めている市政改革の大きな方針として「民間委託の推進」による事務事業の再構築があり、その方針に沿うものとして、より効率的・効果的な徴収をめざし、民間事業者が保有するノウハウなどを活用するため、平成20年7月から7区での民間事業者への委託による徴収業務を試行実施してきましたが、その結果、民間委託の方が、より効率的・効果的であると認められたため、平成23年度から民間委託を全区に拡大して実施しているところです。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号 1. ⑩

項目 後期高齢者医療制度の保険料については独自軽減措置などを導入し負担軽減をはかること。また、短期保険証の発行・未交付の状況を明らかにすること。

（回答）

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置も含め、保険料の賦課決定は、後期高齢者医療広域連合の権

限となっており、都道府県内の被保険者につきましては、居住する市町村を問わず、都道府県ごとに均一な基準に基づく保険料となります。

保険料の軽減につきましては、所得の低い方に対して、政令等による軽減措置の適用があり、世帯の所得水準により、被保険者均等割額について、9割、8.5割、5割、2割を軽減するほか、所得割保険料を課されている方で、被保険者本人の基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方につきましては、所得割額が一律50%軽減されることとなります。

その他、被用者保険の被扶養者であった方が被保険者となられる場合には、保険料負担の激変緩和の観点から、制度加入時から所得割保険料を課さず、被保険者均等割額につきましても9割軽減とする措置が講じられております。

また、保険料減免基準につきましても、大阪府後期高齢者医療広域連合条例第18条の規定により、「災害等により財産に著しい損害を受けた場合や、事業の不振、休業又は廃止、失業等の理由により所得が著しく減少した場合に減免することができる」とされており、大阪府内均一な基準に基づく取扱いとなります。

このように後期高齢者医療制度は、財政等も含め都道府県単位で運営されており、市町村が独自に軽減措置を講じることは困難です。

なお、北区において短期保険証はすべて発行しており、未交付はありません。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（後期高齢グループ） 電話：06-6208-8038
北区役所

番号 1. ⑪

項目 入院時食事療養費の自己負担額の助成を行うこと。

(回答)

入院時食事療養費に係る標準負担額については、国の平均的な家計における食費の状況を勘案し定められており、在宅で医療を受けている方との負担の公平性を図るとともに、栄養士による栄養指導の充実など、サービスの向上のため設けられているもので、被用者保険各法や国民健康保険法等の健康保険制度全般において、所得階層ごとにおおむね同じ程度の金額の適用となっております。

大阪市国民健康保険においても、入院時食事療養費について国民健康保険法（第52条）及び国民健康保険法施行規則（第26条から第26条の5）により運用しているところです。

なお、標準負担額については所得に応じて段階的に減額された負担額が定められています。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号 1. ⑫

項目 国民健康保険運営協議会委員の選考基準を明らかにすること。

(回答)

国民健康保険法第11条により、市町村に「国民健康保険運営協議会」を設置することが定められており、同法施行令第3条において、運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、及び公益を代表する委員各同数をもって組織すること、また、附則第1条の2において、被用者保険等被保険者を代表する委員を加えて組織できるとされております。

本市におきましては、被保険者を代表する委員9名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員9名、公益を代表する委員9名、被用者保険を代表する委員2名の計29名にて運営をしております。

同協議会が幅広い観点で審議いただけるよう、被保険者を代表する委員の選任にあたりましては、本市国民健康保険の被保険者の中から、地域、年齢、性別に偏りが生じないよう各区へ委員の選出を依頼しており、区においては、日ごろから地域住民の意見を聴く機会が多く、地域の実情をご存知で、公正な立場から意見

を頂ける方を推薦していただいております。

また、保険医又は保険薬剤師代表委員については、大阪府医師会や大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会へ推薦を依頼しご就任いただいております。

公益代表委員の学識経験者については、各代表委員に対して、あくまでも学識経験者として中立的立場にあって、一般の利益を代表するものであり、社会保険に関する専門的な分野からご就任いただいております。また、公益代表委員の市会議員については、市会事務局へ推薦を依頼し、ご就任いただいております。

被用者保険代表委員については、大阪府被用者保険等保険者連絡協議会へ推薦を依頼しご就任いただいております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7961

番号 1. ⑬

項目 無料低額診療事業を希望する医療機関があれば、直ちに認可すること。また、調剤薬局に対する助成制度を新設すること。実施している最新の医療機関名簿を国保担当などのカウンターに常時配架すること。

(回答)

無料低額診療事業については、平成13年7月23日付け国通知により、当該事業の基準及びその運用等について規定されており、本市では、この通知に基づき適正に実施することとしています。

また、国は、「今後の無料低額診療事業の在り方については、厚生労働省の関係部局において、現在、検討しているところであり、無料又は低額な料金で調剤を行う事業を第2種社会福祉事業に位置付けることについても、その中で検討してまいりたいと考えているが、現段階で、今後のスケジュール及び方向性を明らかにすることは困難である。」との見解を示しております。

本市としては、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

担当 福祉局 総務部 総務課（法人監理） 電話：06-6241-6540

番号 1. ⑭

項目 2018年度導入予定の大阪府への国保統一に際して、統一保険料・統一減免制度に反対すること。また、10月以降、納付金と標準保険料率の具体的な試算が出た後に、市民のデメリットを中心に検討し、運営方針案に反映するよう進めること。

(回答)

国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹として極めて重要な役割を果たしておりますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えております。加えて、高齢化の進展や社会情勢の変化に伴い、一市町村で長期に安定した運営を行うことは困難であり、このままでは国民皆保険の維持すら難しい状況となっております。

このような中で、平成27年5月29日公布の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」において、国保の財政基盤強化策として公費が投入されるほか、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことで制度の安定化を図ることとされたところです。

本市といたしましては、国民健康保険制度について長期に安定した運営が図れるよう、国保財政運営の都道府県化にとどまらず、医療保険制度の一本化など制度の抜本的な改革の実現に向け、引き続き国に要望を重ねてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7961

番号 1. ⑮

項目 「大阪府地域医療構想」への対応や在宅医療の受け皿の整備についての取り組み状況を明らかにすること。

(回答)

「大阪府地域医療構想」については、大阪府において二次医療圏ごとに地域医療構想懇話会等が設置され、検討がなされてきました。一つの二次医療圏である大阪市域においても平成27年7月に「大阪市地域医療構想懇話会」が設置され、本市も委員として平成27年11月並びに12月に開催された同懇話会に参画し、検討を行ってきたところです。その後、各懇話会委員からの意見やパブリックコメント等を踏まえて、大阪府地域医療構想が平成28年3月に策定されました。策定後は、地域医療構想の実現に向け、平成28年6月に、病床の機能分化・連携に関する協議を行う「大阪市病床機能懇話会」、在宅医療の充実に向けての検討を行う「大阪市在宅医療懇話会」が設置され、現在、本市も委員として参画し、各懇話会において協議・検討を行っております。

在宅医療の受け皿の整備については、大阪府の地域医療介護総合確保基金において、平成26年度より「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」等が実施されており、当該事業に対する意見・提案を「大阪市病床機能懇話会」、「大阪市在宅医療懇話会」及び保健医療連絡協議会において、大阪市域分として取りまとめることとしております。その後、大阪府において各圏域の意見を総合的に判断したうえで、今後の基金事業のあり方を検討していく予定となっております。

担当 健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9978

番号 1. ⑯

項目 住吉市民病院の廃止条例を撤回し、住吉市民病院は現地で建てかえること。また、民間病院と府立病院の代表が参加した「住民説明会」を開催すること。

(回答)

住之江区に所在する住吉市民病院は老朽化が進み、そのあり方が府市統合本部にて議論された結果、府立急性期・総合医療センターへ小児・周産期の医療機能を統合するという方向性が示され、市の最終的な意思決定機関である戦略会議においてもこの方向性が確認されました。

今後、府市共同で府立急性期・総合医療センター敷地内に「府市共同住吉母子医療センター(仮称)」を建設し、24時間365日の小児救急対応等に加え、最重症・合併症母体等への対応の強化など高度医療の充実と、住吉市民病院が現在担っている小児・周産期医療の引き継ぎを行うこととしております。

また、平成25年3月の大阪市会において、機能統合に伴う住吉市民病院の廃止を盛り込んだ「大阪市市民病院事業の設置等に関する条例」の一部改正案が議決された際に、『(仮称)大阪府市共同住吉母子医療センター』の整備にあたっては、現行の住吉市民病院が担っている産科・小児科等の機能存続と南部医療圏の小児・周産期医療の充実のため、責任を持って民間病院の早期誘致を実施すること」との附帯決議が付されたことを受けまして、小児科・産科を含む民間医療機関を誘致することとし、住之江区で長年医療提供を行っている医療法人三宝会(南港病院)を事業予定者として決定しました。

事業予定者からは、小児科10床、産科14床を含む209床を有する新病院を整備する提案がなされており、新病院開院後は、主に高度医療を担う府市共同住吉母子医療センター(仮称)と併せて、市南部医療圏の小児・周産期医療を充実させていくこととなります。

なお、住吉市民病院廃止に伴う病院再編計画につきましては、平成28年4月より、地元(住之江区、西成区、住吉区)において住民説明会を行ってまいりました。大阪府立急性期・総合医療センターの代表の説明会への参加につきましては、所管している地方独立行政法人大阪府立病院機構の設立団体である大阪府へ要請してまいりますとともに、南港病院につきましても、今後、整備を進めていく過程で、近隣住民等に対し

て施設概要や医療機能等について説明する場を設けるよう要請してまいりたいと考えております。

担当 健康局 総務部 総務課 (病院機構支援) 電話：06-6208-9897

番号 1. ⑰

項目 保険料減免制度、一部負担金減免制度などのパンフレットを作成し、窓口に着備するとともに、全家庭に送付すること。(当日、配布してください)

(回答)

保険料の減免制度及び一部負担金減免制度につきましては、国民健康保険加入の全世帯に通知する保険料決定通知書の裏面や、大阪市のホームページ、国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」等に記載しております。

このほか、保険料の減免制度につきましては、保険料決定通知書にリーフレット「国民健康保険のお知らせ」を同封するほか、減免基準ビラ「国民健康保険料の軽減・減免基準のご案内」を区役所窓口を設置しております。

また、一部負担金減免制度につきましては、毎年10月に一斉に送付している更新分の保険証に同封される「国保だより」に記載するとともに、区役所窓口に着備したビラを設置し、広報・周知に努めております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課 (保険グループ) 電話：06-6208-7964

福祉局 生活福祉部 保険年金課 (給付グループ) 電話：06-6208-7967

II 健診と健康維持について

番号 2. ①

項目 予防・早期発見により医療費を下げる観点で全ての市民を対象に従来の健診水準を下げることなく市の責任で健診を行うこと。詳細な検診になっている心電図・眼底検査は、ただちに健診項目入れること。さらに、胸部X線、尿潜血、尿ウロビリノーゲン、血液検査の白血球血小板・総コレステロールを追加し、無料とすること。

(回答)

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者に40歳以上の加入者に対する特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられました。生活保護受給者等のうち満40歳以上の方につきましては、健康増進法に基づき市町村が特定健康診査と同様の健康診査を行うこととされており、本市におきましても、平成20年度より市内取扱医療機関にて無料で受診していただいているところです。

なお、健診項目については、厚生労働省の「健康増進事業実施要領」に基づき、特定健診に準じた項目とし、基本的な健診項目の実施結果が要医療等に該当した場合は、随時、医療や指導に繋げる等の対応を行っていくこととしております。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号 2. ②

項目 がん検診などの内容を充実させ、健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

各種がん検診につきましては、健康増進法に基づく事業として40歳以上(子宮頸がん検診20歳以上、乳がん検診(超音波検診)30歳以上)の市民の方を対象に胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検

診を各区の保健福祉センター（子宮頸がんを除く）と身近な医療機関でも受診できるようにしております。

保健福祉センターでは、特定健康診査とがん検診を同時受診できる日を設けており、特に土日に実施する際は、ほとんどの区において同時受診できるように設定しております。

各種検診の受診者負担金は、他市と比較しても低価ですが、後期高齢者医療被保険者証対象者、高齢受給者証対象者、老人医療者証の受給者、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方については、免除対象とし、各種検診を無料で受診いただけます。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号 2. ③

項目 大腸がん検診問診票の発行の抑制を止めること。

(回答)

各種検診にかかる個人票につきましては、年間必要部数を各医療機関に配付しております。また、不足が生じた場合は追加で発送を行っております。

今後も不足が生じないよう、各医療機関の受診実績をもとに必要数を確保していきます。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号 2. ④

項目 ナイスミドル健診制度を復活すること。

(回答)

大阪市総合健康診査（ナイスミドルチェック）は、「市政改革プラン」において受診の動機付けにつながる効果が明確でないことから、平成24年度末に終了しました。

本市のがんによる死亡は、男性が昭和50年から、女性が昭和60年以来、死因の第1位となっていることから、壮年期死亡率の減少、がん対策は重要な課題となっており、市民全体のがん検診受診率目標を50%に設定しているところです。また、平成23年10月に「大阪市がん予防推進条例」を制定し、本市がん検診受診率を向上させる施策を講じることとしています。平成21年度から、「大阪市がん検診推進事業」として、子宮頸がん検診、乳がん検診を無料で受診できるクーポン券事業を実施し、受診率の向上に努めているところです。

今後とも、「がんの早期発見」を一層推進するため、受診機会の拡充や、受診しやすい環境を整え、受診率の向上に努めてまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号 2. ⑤

項目 受診率の低い原因と今後の対策を明らかにすること。同時に、近隣自治体だけでなく、近畿管内、東京都など受診率の高い自治体の取り組み状況を調べ明らかにすること。

(回答)

大阪市では、今年度、新たに各種がん検診の受診勧奨を20・25・30・35歳の女性、40・45・50・55・60歳の男女に対して送付するなど、受診率の向上に向けた対策を行っているところです。

また、全国のがん検診主管課長会議等において、他都市の取り組みについても情報収集を行っておりますが、今後も引き続き、そのような場を活用して情報収集を行うなどして、受診率向上に努めてまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号 2. ⑥

項目 日曜健診、出張健診など健診率向上へ向け、積極的な施策を実施すること。また、委託事業所への補助を行なうこと。

(回答)

本市では、ホームページにて、各区で実施しているがん検診の予約状況の掲載や女性医師・技師対応の医療機関の案内、車椅子対応の医療機関を案内するなど情報提供に努めるなど、がん検診をより多くの市民の方が受診していただけるようさまざまな広報を行うとともに、保健福祉センターでの検診では、土曜日・休日の検診を拡充し、受診希望の多い胃がん・大腸がん・肺がんのセット検診を基本とするほか、子育て世代も受診しやすいように保育ボランティア付検診を行うなど、受診しやすい環境整備を行っております。

今後とも、より多くの市民の方が受診していただけるようわかりやすい広報等を行い、受診率向上に努めてまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号 2. ⑦

項目 生活保護利用者の健診は、申請制度をやめ、国民健康保険と同様に新年度の初めに「受診券」を送付すること。なお、当面は、現行の「健康診査」について周知・徹底すること。

(回答)

生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、大阪市健康診査の対象外となるため、まず、受診の申込をしていただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を発送することとしております。

また、当健康診査の情報につきましては、担当のケースワーカーから伝えてもらうよう依頼しているとともに、各区広報紙等でも周知しているところです。

引き続き、対象となる方への周知が行き届くよう取り組んでまいります

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号 2. ⑧

項目 市として、無認可の保育所（園）に通う4歳・5歳・6歳児及び保育所・幼稚園に通っていない4歳・5歳・6歳児の健診をきっちり行うこと。

(回答)

現在、本市では母子保健法に基づく1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査に加え3か月児健康診査を各区保健福祉センターにおいて実施しているほか、乳児期の前期及び後期に委託医療機関において乳児健康診査を実施しています。

また、本市では時期を限定せずに身体及び精神に関する発達相談を各区保健福祉センターで実施しており、必要に応じて医師等が健康診査を行っています。

今後とも、乳幼児期の健康診査について国や他都市の取り組み状況等を注視してまいります。

担当 こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号 2. ⑨

項目 熱中症の実態調査を実施し、対策を講じること。例えば、高齢者の場合は、自宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどに呼びかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難することが困難なケースへの対策をつくること。低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざるを得ない状況があり、「貸付制度の利用」ではなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度をつくること。

(回答)

本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、市政だより等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センターが実施する様々な事業や高齢者等への訪問時など様々な機会を通じて熱中症予防についての注意喚起を行っております。

加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなどの取組の強化を行い、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターなど広く関係団体にも協力を求め、事業対象者や施設利用者の方々へのきめ細やかな対応をお願いしております。

今後とも、気象状況に十分留意しながら、広報紙活用など熱中症予防の啓発に努め、市民に幅広く注意喚起を行ってまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951
福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6208-8020

Ⅲ 介護保険・高齢者施策について

番号 3. ①

項目 第6期介護保険料の大幅値上げを撤回し、一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げる。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による低所得者保険料軽減について当初案通り前倒し実施するよう働きかけるとともに独自に軽減措置を行うこと。

(回答)

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められているため、制度的に決められている以上に一般会計から繰入することは、負担と給付の関係を不明確にするもので、納税されている国民の理解が得られないとして、国や府においても適当でないとしております。

第6期介護保険料の改定にあたりましては、国の別途公費による低所得者軽減措置に従い、低所得者の保険料軽減として、平成27年度からは保険料段階が第1段階・第2段階の方へ公費による保険料軽減を行っているところです。

また、介護保険制度の安定的な運営を図るため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、国の責任において十分な財政措置を講じるとともに、高齢化の進展による給付費の増加により介護保険料の大幅な改定を余儀なくされていることから、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じること国に対し要望しております。

なお、保険料の軽減については、保険料段階が第1段階から第4段階（世帯全員が市町村民税非課税）の被保険者で、生活に困窮している方を対象に、第4段階の保険料の2分の1に該当する額まで減額する制度を本市独自に設け、現行の第6期においても引き続き実施しています。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号 3. ②

項目 介護保険料第1・第2段階を2015年4月に遡り所得に応じた割合を、現行0.50から0.45に変更し、年額36,493円(4,055円減)とし、既納付済み者には返還すること。2017年度については、第1・第2段階ともに0.30とすること。また、本人課税の段階についてはより多段階化をし、例えば、所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるよう不公平な保険料とならないように配慮すること。

(回答)

介護保険料については、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により、保険料を設定しております。

第1号被保険者(65歳以上)の方の介護保険料につきましては、介護保険法施行令第38条、39条により段階別の保険料を設定するよう規定されており、国においては、標準段階を9段階に区分しておりますが、本市においては、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により、きめ細かな設定を行う観点から11段階の負担割合(保険料率)を定め、保険料をご負担いただいております。

なお、第6期介護保険料の改定において、国の定める基準に従い、本市の第1・第2段階の保険料を統一したうえで、別途公費による低所得者の保険料軽減を行い、平成27年度から保険料率を第5期の0.56から0.50とし、国の軽減幅(0.05)よりも大きい軽減率とする改定を行ったところです。

また、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額に軽減する制度を設け、実施しております。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課(保険給付) 電話:06-6208-8059

番号 3. ③

項目 介護保険料の年金天引き(特別徴収)の強制をやめ納付方法については国民健康保険などで実施している選択制にすること。

(回答)

介護保険料の納付方法については、老齢基礎年金などの年金を年額18万円以上受給されている被保険者は、介護保険法第135条及び介護保険法施行令第41条の規定に基づき、年金からのお支払い(特別徴収)により介護保険料を納付していただくことになっております。

納付方法について選択可能となることについては、保険料収納率の低下が、介護保険行政や円滑な事業運営に少なからぬ影響を与えることが懸念されるところであります。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課(保険給付) 電話:06-6208-8059

番号 3. ④イ、

項目 移行しても、すべての要支援者が、現行どおりの条件と内容でホームヘルパーとデイサービスが利用できるようにすること。サービス類型については、訪問・通所ともすべて現行相当サービスのみとすること。要支援・要介護認定は、まず、新規・更新ともすべての申請者ができるようにし、基本チェックリストによる振り分けをしないこと。

(回答)

平成26年の介護保険法の改正に伴い、遅くとも平成29年4月までに、要支援者に対する全国一律の訪問介護、通所介護のサービスについて、市町村が実施する新しい総合事業に移行し、現行相当のサービスと多様な主体による多様なサービスを提供することとされております。

本市においても、介護や支援を必要とする高齢者の増加が続く中、国の推計において介護人材の不足が見込まれていることから、専門的な支援を必要とする対象者について、身体介護を必要とする方や認知症のある方などに重点化していくことが必要です。

訪問型サービスについては、既にサービス利用している要支援者、認知機能・コミュニケーション課題のある方、身体介護の提供が必要な方など専門的なサービスを必要とする方には、引き続き現行相当のサービスを提供するとともに、今後一層増大する高齢者の支援ニーズに応えるためには、基準を緩和したサービスの実施も必要であると考えています。

介護人材や財源には限りがあることから、必要な方が必要なサービスを受けられるよう、また、介護保険制度を持続可能なものとするためにも、しっかりとした制度設計を行っていきたいと考えております。

なお、新しい総合事業に移行した後も、要介護認定・要支援認定につきましては、どなたでも申請していただくことができます。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号 3. ④ロ、

項目 介護事業所の抱える問題点（人材確保困難、報酬削減などによる経営悪化）を踏まえ、地域の介護基盤を育成維持・向上させること。総合事業の案について、市内の関係事業所が参加する「話し合い」の場を早急に設定し、十分に意見を聞くこと。総合事業現行相当サービスの報酬を切り下げないこと。

(回答)

すでに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護のサービスを利用されている方には、新しい総合事業への移行後も、引き続き、現行相当のサービスの利用が可能であることから、利用いただくサービス内容に大きな差異はないと考えております。

したがって、事業者の運営につきましても、新しい総合事業移行後に急に利用者が減少するわけではなく、むしろ、介護や支援の必要な方は今後も増加することから、事業所の判断として、引き続き現行相当型のサービスのみを実施することも可能です。

「話し合い」の場を設定する予定はありませんが、事業者説明会等を通じて丁寧に説明するなど、サービスの利用者や被保険者、事業者に混乱を来さないよう、円滑に移行できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、現行相当サービスにつきましては、新しい総合事業への移行に伴って、報酬単価の積算基礎となる基準を変更しないため、報酬を切り下げる予定はありません。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号 3. ④ハ、

項目 訪問型における「振り分け基準」を撤回すること。

(回答)

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、介護予防及び生活支援を目的として、適切なアセスメントにより利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解したうえでその目標の達成に取り組んでいけるようにするとともに、利用者の個々の状態に応じた多様なサービスの適切な利用について検討し、ケアプランを作成することが重要となります。

そういう意味からも、ケアマネジャーの専門性はこれまで以上に重要になるものと考えますが、本市においては、利用者の状態に応じた適切なサービスの選択に関し、ケアマネジャー個々の資質によりばらつきが生じることなく、市域全域でサービス決定のプロセスを標準化し、有資格の訪問介護員によるサービスが必要な状態像を統一することにより公平性を確保するため、「介護予防型訪問サービスの利用対象者の振り分けの

仕組み」(案)を設定することとしたところです。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号 3. ⑤

項目 低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、収入基準を単身者180万円以下、2人世帯250万円以下（1人増えるごとに50万円加算）で医療費・社会保険料・家賃など困窮した状況を反映した控除を設定すること。

(回答)

本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。なお、平成24年度より収入要件を緩和しております。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号 3. ⑥

項目 2015年8月から始まった介護サービス利用料の引き上げ（利用料2割化、補足給付の改悪）については撤回するよう国に求めるとともに、軽減制度を制度化・拡充など緊急に対策を講じること。また、介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。

(回答)

高齢化の進展に伴う介護費用の増大の中で、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるために、平成27年8月からは、相対的に負担能力のある一定以上所得者について、利用者負担割合を2割とすることにと定められたところです。

また、補足給付においても、その福祉的な性格や経過的な性格を踏まえ、真に必要な被保険者に給付を重点化する観点から、支給要件として資産をしん酌することとされたものです。

利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階2段階の方につきましては、月額上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されています。

また、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

いずれにしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、国に要望してまいります。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号 3. ⑦

項目 介護認定者はすべて「障がい者控除」の対象者と認定すること。市民や介護支援事業所などに担当者が住民に対して正しくアドバイスできるように研修を徹底し、5年間の遡及についても広報すること。また、介護認定者で、「障がい者手帳」などを所持していない人には、障がい者認定書を毎年送付すること。介護認定者には、「障がい者控除対象者」認定制度のパンフレットを作成し、送付すること。

(当日、配布してください)

(回答)

「障がい者控除対象者認定書」については、昭和 45 年 6 月 10 日社老第 69 号厚生省社会局長通知「高齢者の所得税法上の取扱いについて」及び昭和 46 年 7 月 5 日社老第 77 号厚生省社会局長通知「高齢者の地方税法上の取扱いについて」に基づき、障がい者控除の対象となる身体障がい者に準ずる者等として認定できる 65 歳以上の高齢者に対して交付しております。

なお、介護を必要とする状態を判断する要介護認定と障がいによる日常生活活動の制限の度合いを判断する障がい程度とは、その判断基準が異なるものであり、要介護認定をもって一律に税法上の障がい者控除の対象とすることはできないと考えております。

障がい者控除認定書の発行は、お住まいの区の保健福祉センターで行っております。今後もリーフレットやくらしの便利帳などに掲載するなど、市民の方への周知に努めてまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8060

番号 3. ⑧

項目 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助が出来るようにすること。

(回答)

介護保険においては、利用者自らが利用するサービスを選択することになり、また身体的状況をはじめ、利用者一人ひとりを取り巻く状況に違いがあることから、介護保険制度の具体的運用にあたって、保険者へ問い合わせが行われることがあります。

その場合、本市としては、関係法令、厚生労働省の Q&A 等を参照しながら、介護保険の円滑な運営に努めておりますが、具体運用に照らして不明な点がある場合、厚生労働省へ照会する等、利用者によってサービス内容等に不公平が生じないよう対応しております。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課 (保険給付) 電話：06-6208-8059

番号 3. ⑨

項目 認定事務センターを廃止し、従来通り区で認定を行うこと。認定は、必ず 30 日以内に行い法令違反をしないこと。万が一法令違反状態となれば、認定結果が出るまで遅延状況連絡書を毎日郵送で送付すること。また、要介護認定調査の写しを認定結果送付時に必ず同封すること。また、認定遅延などの認定状況を毎月公表すること。

(回答)

本市におきましては、要介護（要支援）認定事務について集約的に事務管理を行うとともに、介護保険法第 27 条及び 32 条に基づく「要介護（要支援）認定事務」の一部を民間事業者へ委託することにより、民間事業者のノウハウを活用した効率的・効果的な認定業務を実施すべく、平成 24 年 2 月に大阪市認定事務センターを開設したところです。

また、当センターの開設に伴い、従来お住まいの区の区役所窓口にて行っていた要介護・要支援認定の申請手続きについて、郵送での申請受付を可能とするなど、市民の皆さまの利便性向上に努めているところです。

要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第 27 条に基づき当該申請を受理してから 30 日以内に行う必要があり、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えており、意見書及び認定調査票の回収に要する時間短縮を図るとともに、認定事務センターの安定的な稼働に努めるなど、引き続き迅速な要介護認定事務の実施に努めてまいります。

なお、上記の法に定める期間内に処分結果を通知出来ない場合には、法令に基づき「処分に要する期間、及びその理由」を記載した処分延期通知を送付しているところです。

また、本市におきましては、認定調査の様式を複写式としており、認定調査員は調査終了時に調査結果を確認いただいたうえで、認定調査票の写しをお渡ししているところです。

認定状況については毎月大阪府へ報告しており、当該報告内容については大阪府のホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/toukei/index.html>) に掲載されています。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課 (認定) 電話：06-4392-1727

番号 3. ⑩

項目 施設整備が全くすすんでいないために、介護殺人、介護心中、貧困ビジネスなどの問題が深刻になっている。さらに、課税世帯では費用負担（ホテルコスト含む）最低 15 万から 20 万かかるため入所できないケースも多々ある。受給年金の範囲での利用負担ができる制度とすることと施設整備を進めるために、国に対して制度改善を強く要求すること。

(回答)

高齢者施策につきましては、介護や援護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要と考えています。

また、自宅での生活が困難になった場合の「施設」、「住まい」への住み替えや、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要であると考えています。

特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活できる人がいると考えられます。それぞれのニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスが求められる人のために必要な施設整備を進めます。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号 3. ⑪

項目 入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームを大幅に拡充すること。また、利用状況など詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

高齢者施策につきましては、介護や援護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要です。

特別養護老人ホームは、制度改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られ、新たに入所する方については原則要介護 3 以上の方となっていますが、要介護 1 又は 2 の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められます。

特別養護老人ホームの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 27～29 年度）における整備目標については、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね 1 年以内に入所が可能となるよう認定者数の伸びを勘案しながら必要な整備を進めており、平成 29 年度目標の定員数を 13,600 人に設定しております。

平成 28 年 8 月現在、大阪市には 128 施設 11,787 人分の特別養護老人ホームが開設されているところです。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号 3. ⑫

項目 本人をふくむ非課税世帯に、「おむつ」を無条件で給付すること。

(回答)

「おむつ」をはじめとした介護用品支給事業は、

①介護保険制度の要介護状態区分が4または5の方

②介護保険制度の要介護状態区分が3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方を在宅で介護されている家族（介護者）で、介護者世帯および要介護高齢者世帯ともに、市民税非課税世帯である方を対象者としています。

当事業は、高齢者福祉の増進を図ることを目的とするとともに、在宅において要介護高齢者を介護する家族の負担を軽減するために実施しております。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8060

番号 3. ⑬

項目 減免制度については、国民健康保険のようなチラシを作成し、窓口に常備するとともに、全家庭に送付すること。**(当日配布してください)**

(回答)

本市における介護保険料の減免制度については、介護保険パンフレット（ハートページ）に記載し、市役所・区役所・その他関係機関の窓口に常備し、来庁者に案内することで制度周知に努めております。

なお、65歳年齢到達者や市外転入者等の新規資格取得者全員に介護保険被保険者証を送付する際にも、介護保険料の減免制度を記載した介護保険ハンドブックを同封し、周知しております。

担当 福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

IV 障がい者の65歳問題について

番号 4. ①②

項目 ・介護保険の対象となった障がい者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知（2007年3月28日付）と事務連絡（2015年2月18日付け）をふまえ、本人のニーズや状況を考慮した柔軟な支給決定を行なうこと。

前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的機械的に障害福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるよう努めること。

(回答)

自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険にあっても、介護保険を一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。

また、そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。

本市におきましては、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。

今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号 4. ③

項目 障がい者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は、65歳を超えても無料とすること。

(回答)

障がい福祉サービス（自立支援給付）における利用者負担については、国において利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されておりますが、平成22年4月以降、市民税非課税世帯については利用者負担が無料となりました。

利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、居宅で生活されている方に対する通所施設・住宅サービス等軽減、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられておりますが、今後も引き続き、国に対して、利用者の十分な状況確認を行ったうえで、適切な軽減措置、制度改善を行うよう要望してまいります。

また、介護保険サービスを利用したときの利用料については、ご本人の所得金額等に応じて1割または2割と定められております。64歳まで、障がい者サービスを利用されている方が、65歳年齢到達により介護保険第1号被保険者となられた場合、他の第1号被保険者と同様の負担割合で、利用料を負担していただいております。

利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階2段階の方につきましては、月額上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されています。

また、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、国に要望してまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

V 生活保護について

番号 5. ① 福島区を除く

項目 ケースワーカーについては、2016年1月20日付け厚生労働省社会・援護局局長通知（社援発0120第1号）の不足人数を2016年12月31日までに正規職員（福祉専門職＝社会福祉主事）として採用し、現場に配属すること。

(回答)

職員の配置につきましては、本市の被保護世帯に単身高齢者が多いという特徴を踏まえ、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行うこととしており、訪問を行う嘱託職員などを活用しながら保護の適正実施に努めているところです。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号 5. ②

項目 市で作成している生活保護の「しおり」は、生活保護利用者も権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。

「しおり」と申請書は、カウンターなどに常時配架すること。

(回答)

保護の相談や申請時に生活保護のしおりを活用し説明を行い、手渡しているところです。

また、保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。

なお、申請書の必要な方には受付面接担当員からお渡ししています。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号 5. ③

項目 申請時に違法な助言・指導はしないこと。

2013年11月13日の確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。

就労支援の一環として市が仕事の場を確保すること。

(回答)

保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものです。その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。

今後とも助言指導については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。

また、本市では、稼働年齢層の被保護者の早期自立を図るために、民間事業者のノウハウを活用しながら、「対象者に応じた求人案件の開拓と紹介」や「就労後の職場定着にかかる支援」をはじめ、「履歴書の書き方や面接技法についてのアドバイス」「個別カウンセリング」「ビジネススキルの向上やコミュニケーション力の不足を解消するための各種セミナーやグループワーク等の実施」「ハローワークなどに同行しての求職活動支援」などを一体的に行う「総合就職サポート事業」を実施し、効果的な就労支援に努めております。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号 5. ④

項目 医療権を保証するため国民健康保険証なみの医療証を国で作るよう要望すること。

(回答)

医療扶助による診察、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療扶助運営要領において、医療券を発行して行うものとされています。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号 5. ⑤

項目 健康悪化を招く西成区が実施している「通院医療機関等確認制度」を導入しないこと。

(回答)

当区では導入の予定はありません。

担当 北区役所 生活支援課 電話：06-6313-9525

番号 5. ⑥

項目 警察官OBの配置はやめること。

尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットラインなどを実施しないこと。

(回答)

生活支援担当に警察官OBを配置することにより、その経験を生かして窓口の安全管理の確保等に努めています。調査を行う場合、ケースワーカーや担当係長の指示に基づき補助的な役割を担っています。

現在、「適正化」ホットラインなどの実施予定はありません。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号 5. ⑦

項目 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、2015年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答)

生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。

また、国により定められた保護の基準の範囲内において、必要と認められる額を支給額として決定しています。

なお、特別基準は、個々の世帯や地域の住宅事情を勘案して適用しています。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号 5. ⑧

項目 資産申告書の提出は強要しないこと。

生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。
また、保護費のやり繰りによって生じた預貯金などについては、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。

(回答)

資産については少なくとも12箇月ごとに申告していただく必要がありますので、趣旨を説明のうえご理解をいただき、資産申告書を提出していただきます。

なお、資産申告書を提出していただく際には、資産の取扱い等、適切に説明しています。

また、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合は、活用すべき資産に当たらないものとして保有を容認することができます。

今後とも被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出についても助言指導することとしています。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号 5. ⑨

項目 夏季加算を新設すること。

(回答)

生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

Ⅵ、子ども施策・貧困対策について

番号 6. ①

項目 一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに、大阪府に対して全国並み（入通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担なし）拡充をすすめるよう強く要望すること。他の3医療費助成の改悪に対して反対意見を表明すること。

(回答)

本市のこども医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱に基づき実施しており、平成16年11月の大阪府の制度改正において、将来的に持続可能な制度とする観点から、1医療機関ごとに入・通院各1日あたり500円以内で、月2日を限度に一部自己負担額をご負担いただくこととなり、本市においても同様の制度改正を行ったところです。なお、一部自己負担額に月額2,500円の限度額を設け、同一月にご負担いただいた一部自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただくことができます。

また、こども医療費助成制度では、制度創設当初は0歳の通院に係る医療費及び6歳（小学校就学前）までの入院に係る医療費を助成の対象としていましたが、その後対象年齢の拡充を行い、現在は15歳（中学校修了）までの入・通院に係る医療費を助成対象としています。

平成27年11月診療分からは、所得要件につきましては、入院・通院とも0歳から12歳（12歳に到達する日の属する年度の年度末まで）の所得制限を撤廃しております。また、12歳（中学校就学）から15歳（中

学校修了)までの所得制限を児童手当の基準と同額まで緩和しました。

また、対象年齢の18歳までの引き上げについては、平成29年11月診療分からの実施をめざしてシステム改修等、取り組んでいるところです。

本市といたしましては、従前から大阪府市長会を通じて、大阪府へ対象年齢の拡大などを要望しているところです。また、国に対しましては、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っているところです。

大阪府の福祉医療費助成制度の改正については、現在、大阪府で検討が行われているところです。今後も府の動向に注視し、適切に対応していきたいと考えております。

担当 こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 (医療助成) 電話：06-6208-7971

福祉局 生活福祉部 保険年金課 (医療助成グループ) 電話：06-6208-7971

番号 6. ②

項目 就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3」以上とし所得でみる。また、持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費がかさむ4月にすること。生活保護基準引き下げの影響が出ないようにすること。

(回答)

就学援助は経済的な理由により、就学の機会がさまたげられることのないよう、学校教育法第19条に基づき実施しており、教育委員会で「大阪市児童生徒就学援助規則」を定め、認定を行っております。

就学援助の認否基準の一つである世帯の所得基準額につきましては、国の生活扶助の基準に基づき算定された前年度4月1日現在の本市生活保護基準額をもとに積算を行い、生活保護世帯の1年間の平均的な生活費を算出し、設定を行っています。

持家・借家居住者別の基準額設定につきましては、生活保護における住宅扶助が居住する借家等に対する住宅費であることから、借家等居住の場合の所得基準額の算出においてのみ、本市生活保護基準額(住宅扶助費)を積算基礎に含め、設定しています。

就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、義務教育の円滑な実施に資する重要な制度であり、この制度を有効に活用するためには、学校の果たす役割は非常に大きく、運用にあたっては、学校を中心に教育活動とのかかわりの中で行うのが最も望ましいと考えております。

本市では、そういった観点を踏まえまして、「大阪市児童生徒就学援助規則」において、申請手続などについては学校を通じて行うことと定めております。

就学援助の審査につきましては、申請受付後、一定期間を設け、添付された証明書類に基づき厳正に審査を行っており、3月中旬までに申請を受け付けた方については、第1回支給を7月上旬に行っています。なお、所得審査においては、複数の支払者から給与を受けている場合や一時所得があった場合も含め、最終的に確定した所得により審査を行うため、市民税・府民税証明書等による審査を行っています。

担当 教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当 電話：06-6575-5654

番号 6. ③

項目 子育て世帯、ひとり親世帯の実質所得引上げのために「新婚家賃補助」の復活、子育て世代家賃補助「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。また、独自の「子ども手当」や児童扶養手当を第2子以降も同額とするために差額を補助すること。

(回答)

本市では、平成3年度から、若年層の市内居住を促進することを目的に、市内の民間賃貸住宅にお住まいになる新婚世帯を対象に、「新婚世帯向け家賃補助制度」を実施してきたところです。

本市は非常に厳しい財政状況にありますが、市政改革プランにおいて、現役世代、特に「こども」「教育」

「雇用」といった分野に重点的な投資を行うという政策転換を図ることとしており、これまで全市的な施策として実施してきた新婚世帯向け家賃補助制度については、すでに補助対象となっている世帯には引き続き受給していただきながら、新規募集を停止したところです。

なお、現役世代の定住をより促進させる観点から、これまで実施していた「子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」の補助対象に新婚世帯を追加し、新婚・子育て世帯向けの利子補給制度として、平成24年11月から拡充実施しているところです。さらに、平成26年6月からは、より多くの若い世代に利用していただけるよう、これまで固定金利の住宅ローンに限定していた補助対象に、変動金利も加える拡充も行ってまいります。

このほかの家賃補助制度としましては、平成3年度から、中堅層の市内定住を促進するため、民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅について、家賃を減額するため補助を行う「民間すまいりんぐ」を実施しております。

また、平成4年度からは、老朽化した民間住宅の建替えを支援するため、「民間老朽住宅建替支援事業」を実施しており、建替建設費補助とあわせて、従前居住者に対する家賃補助を行っております。

担当 都市整備局 企画部 住宅政策課 住宅政策グループ 電話：06-6208-9217

(回答)

児童扶養手当は、離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的としており、その支給等については、児童扶養手当法に定められております。

第2子以降の手当の加算額につきましては、児童扶養手当法改正により平成28年8月分の手当から増額され、児童2人目の場合は所得に応じ月額10,000円～5,000円の加算、3人目以降は1人につき月額6,000円～3,000円の加算に拡充されたところです。

児童扶養手当額の決定にあたっては、上記のとおり国の定める基準に従って行っているところでありますので、何とぞご理解いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

担当 こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（ひとり親等支援） 電話：06-6208-8034

(回答)

本市におきましては、児童手当法にもとづき、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、中学校修了までの児童を養育する方に対して児童手当の支給を行っております。児童手当は国の制度であり、本市独自の補助制度は設けておりませんが、各種事業をとおして子育て世帯への支援を実施しております。

担当 こども青少年局 子育て支援部 管理課（子育て支援グループ） 電話：06-6208-8112

番号 6. ④

項目 中学校給食は、自校方式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス（業者弁当）方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、子どもの生活実態調査を実施し、朝ごはんを食べていない子どものため、モーニングサービス（パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの）などを実施すること。

(回答)

中学校給食につきましては、親子方式を中心に、自校調理方式を組み合わせた「学校調理方式」に平成31年度の2学期までに、移行して予定済みです。

なお、「学校調理方式」に移行するまでの間は、デリバリー方式による中学校給食を実施していきます。

また、小学校・中学校におけるモーニングサービスに関しましては、現在の給食での導入は検討しておりません。

現在、小学校・中学校では、児童生徒が自らの健康を守る食生活や食習慣を考え、実践する態度を育成するよう、食に関する指導に取り組んでおります。また、栄養教育推進授業等を通して、保護者にも資料を配

付したり、朝食の大切さ、栄養バランスのとれた食事について伝えたりしています。

担当 教育委員会事務局 教務部 学校保健担当 電話：06-6208-9158

教育委員会事務局 指導部 初等教育担当 電話：06-6208-9176

番号 6. ⑤

項目 「子どもの貧困対策推進法」及び「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、ひとり親世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。学習支援については、生活保護世帯だけでなく就学援助適用世帯も含めた子どもたちに対して早急に実施すること。さらに夕食支援も同時に行うこと。

(回答)

本市においては、母子家庭、父子家庭、寡婦の方で、技能習得のための通学・就職活動等の自立促進や疾病・残業等で一時的に保育や家事・介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、家庭生活支援の居家で保育したりするなど、その生活を支援する事業を実施しております。

平成26年度からは恒常的に発生する残業などにも利用目的の範囲を拡大するほか、自立のために必要な事由でやむを得ない場合には、利用時間数(月40時間上限)を拡大し、家庭生活支援員の派遣を行うなど、事業の充実を図っております。

担当 こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課(ひとり親等支援) 電話：06-6208-8034

(回答)

こどもの貧困対策につきましては、正確に実態を把握するため、本年6月～7月にかけて「子どもの生活に関する実態調査」を行ったところです。

現在、調査結果の分析を行っており、この結果に基づき、効果的で実効性のある事業などについて、検討してまいります。

担当 こども青少年局 企画部 経理・企画課(企画) 電話：06-6208-8153

(回答)

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援制度では、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業があります。

本市では、市内全域の主に中学3年生の高校進学支援を目的とした「こども自立アシスト事業」を実施しています。

担当 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号 6. ⑥

項目 公立幼稚園・保育所の民営化・統廃合はやめ、待機児童問題を解決すること。

(回答)

市内の幼稚園等に通う園児の約8割が私立に通園されており、市立幼稚園が存在しない行政区が2区あるという現状から、市立幼稚園としての役割を検証したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を勘案し、今後の進め方について方針決定していくこととしていますが、具体的な進め方については、議会での議論などを踏まえ、検討してまいります。

担当 こども青少年局 保育施策部 保育企画課 幼稚園運営グループ 電話：06-6208-8165

(回答)

公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革

の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。

また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。

担当 こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 電話：06-6208-7574

(回答)

待機児童問題に際しましては、厚生労働省定義の待機児童解消を図るとともに、平成30年4月までには入所保留児童も含めて、保育を必要とする全ての児童の入所枠確保に向け、「大阪市こども・子育て支援計画」に基づき、認可保育所等の整備を進める予定です。

担当 こども青少年局 保育施策部 保育企画課 電話：06-6208-8031

番号 6. ⑦

項目 保育士確保のため、市として1人月2万円以上の助成を行うこと。

(回答)

保育士の処遇改善により保育士の確保を図るため、平成25年度から民間保育所を対象に、保育所運営費の民間施設給与等改善費の仕組みを基礎に、平均勤続年数に応じた処遇改善のための上乗せ額を交付する「保育士等処遇改善臨時特例事業」を実施し、平成27年4月1日施行の「子ども・子育て支援新制度」により、教育・保育の提供に携わる人材の確保および資質の向上を図るため、職員の平均勤続年数等に応じた人件費の加算を行う処遇改善等加算を実施しております。

また、保育士人材確保対策事業として、平成25年10月30日に「保育士・保育所支援センター」を開設し、保育士資格を保有しているが現在保育所に勤務していない方などを対象に、大阪市内の認可保育所への就職支援に取り組んでおります。

平成28年度より、潜在保育士が保育所等に就職した際に必要な物品等を購入するための経費を貸し付ける「潜在保育士就職支援事業」、新規採用保育士に提供する宿舍を保育所等が借り上げた場合にその経費を助成する「保育士宿舍借り上げ支援事業」、そして本市単独補助事業として新規採用保育士が保育所等に就職した際に特別給付を実施するための経費を補助する「新規採用保育士特別給付に対する補助事業」を新たに実施するとともに、保育士の負担を軽減することを目的としてICTの導入を促進する「保育所等における業務効率化推進事業」もあわせて実施しております。特に、「新規採用保育士特別給付に対する補助事業」については、1人1回を限度に、就職時に10万円を限度に補助し、さらに1年間の勤務を経た際に10万円を限度に補助しております。

本市においても、保育士の定着・確保は重要な課題であると考えており、引き続き国に対して処遇改善に必要な財源措置がなされるように要望してまいります。

担当 こども青少年局 保育施策部 保育企画課 電話：06-6208-8031

番号 6. ⑧

項目 子どもの生活に関する実態調査の速報値を明らかにすること。

(回答)

子どもの生活に関する実態調査の速報値（単純集計）につきましては、大阪市こども青少年局のホームページにおいて、9月末頃の公開を予定しており、現在、公開に向けた準備を行っております。

また、調査で得られた内容の詳細な分析結果は3月末にとりまとめ、その後公表していく予定です。
担当 こども青少年局 企画部 経理・企画課（企画） 電話：06-6208-8153

番号 6. ⑨

項目 こどもに関する諸施策（入院助産制度を含む）について周知し、申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。
（当日、配布してください）

（回答）

本市では、こどもに関する諸施策（入院助産制度を含む）について、本市ホームページのほか、各子育て世帯に配付している「くらしの便利帳」にも記載しております。

また、平成13年度から発行している「子育ていろいろ便利帳」は、本市の子育てに関する総合的なガイドブックとして、妊娠から出産、乳幼児期から就学期までご利用いただける本市の子育て支援サービスを網羅して掲載し、妊娠届や転入届の際にお渡ししているほか、各区の子ども・子育てプラザなど身近な子育て支援施設にも配架し、各種サービスの申請にもお役立ていただけるようにしております。

これらに加えて、市民の方の利便性の高い子育て支援の情報提供を行っていくことを目的として、平成25年12月からは子育てを応援するWEBサイト「すくすく」を新たに開設しており、サイトをより便利に利用していただくためのミニブックも各区保健福祉センターなどで配付しております。

担当 こども青少年局 子育て支援部 管理課（子育て支援グループ） 電話：06-6208-8112

Ⅶ、障がい者福祉施策について

番号 7. ①

項目 重度障がい者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻すとともに、中軽度の障がい者も制度対象に加えること。

（回答）

本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱に基づき実施しており、平成16年11月の大阪府の制度改正において、制度の持続可能性の観点から、1医療機関ごとに入通院各1日当たり500円以内で、月2日を限度に一部自己負担額をご負担いただくこととなり、本市においても同様の制度改正を行ったところです。なお、月額2,500円の限度額を設定し、一部自己負担額が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただけます。

本市といたしましては、身体障がい者手帳3級の方にも対象範囲が拡大されるよう、従前から大阪府市長会を通じて、府へ要望を行っております。

なお、国に対しましては、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っているところです。今後とも、国及び府に対しまして引き続き要望してまいりたいと考えております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号 7. ②

項目 本庁から送られてくる通知文書のうち、点字化されている文書については、区として希望する視覚障がい者に確実に点字化して届くようにすること。

(回答)

本市では、障がいのある方が利用できる施策やサービスについての情報や、地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供するように、取組を進めております。

視覚障がいがある方への情報伝達についても、その方が自ら内容を確認できる形態により、迅速・正確に情報を伝達することができるよう、「大阪市障がい者施策推進会議」や各区・各局へ理解と対応を依頼するなど、取組を進めているところでございます。

今後とも、障がいのある方が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、地域で安心した生活を送ることができるよう努めてまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071

番号 7. ③

項目 障がい者優先調達推進法に基づき、物品や役務の提供を障がい者就労支援事業所等から優先的に調達する区の方針を明らかにすること。また、具体的な取り組みの一つとして、区役所や区内行事等で、希望するすべての障がい者就労支援事業所等の授産製品の販売が行えるよう配慮すること。

(回答)

「障害者優先調達推進法」が施行されたことに伴い、平成 25 年 10 月 1 日から、大阪市においても『大阪市における障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針』が適用されており、北区としては、同方針に基づき、発注可能な案件がある場合には、障がい者就労支援事業所等を優先して比較見積などを実施したいと考えています。

また、区役所における授産製品の販売については、個々具体の相談に応じてまいりたいと考えています。

担当 北区役所 総務課（総務担当） 電話：06-6313-9941

Ⅷ、住民税について

番号 8. ①

項目 申告、届出、納税相談、減免申請・証明書発行など納税者向け税務行政のすべてを従来通り区役所で行えるよう財政局長に要望すること。

(回答)

大阪市では、市税の専門組織として平成 19 年 10 月に 7 つの市税事務所（現在は 6 つ）を設置し、従来 24 区役所で行っていた税務に関する事務を統合いたしました。

申告、届出、納税相談、減免申請などについては、個別具体的な案件に応じた相談・判断を行う必要があることから、これらの業務は市税事務所で対応しております。

なお、市民・納税者の皆様の利便性をできるだけ低下させないため、市税事務所を主要ターミナル付近の 6 か所に開設するとともに、ご利用の多い税証明書の発行、納付書の再発行等は、引き続き区役所及び区役所出張所等においても行っているほか、多くの市民の方が行われる個人市・府民税の申告期間には区役所等に臨時受付会場を設置し職員を配置して、申告の受付・相談業務を行っているところです。

また、税証明書の発行につきましては、平成 27 年 1 月から、事前に利用登録を行った住民基本台帳カードを使って市内の 1,000 店舗以上のコンビニエンスストアで、課税（所得）証明書及び納税証明書がお取りいただけるようになっております。

さらに、平成 28 年 1 月からは住民基本台帳カードにくわえてマイナンバーカードが使えるようになっただけでなく、固定資産（土地・家屋）評価（公課）証明書もお取りいただけるようになっております。

今後もできる限り市民・納税者の皆様の利便性の確保に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。
担当 財政局 税務部 管理課 電話：06-6208-7742

番号 8. ②

項目 財政局に対し、減免制度などのパンフレットやポスターの作成し、区役所内の税証明窓口に常備し、パンフレットは全家庭に届くよう要請すること。

(回答)

個人住民税の減免制度につきましては、納税通知書の裏面に制度説明を掲載するとともに、同封ビラにも申請期限や申請にあたっての必要書類等を掲載し、個人住民税をご負担いただく方に直接減免制度を周知するように図っております。

市税事務所窓口、区役所の税証明書発行窓口及び区役所出張所においても減免制度の説明ビラを設置し、納税通知書を発送する6月には、区広報紙へのお知らせ記事の掲載を依頼し、制度の周知に努めております。

また、住民税に限らず、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税に関する減免制度についても、区役所・出張所等で配布している「大阪市くらしの便利帳」や市税事務所・区役所税証明発行窓口等で配布している「市税ハンドブック」、本市財政局ホームページに制度説明を掲載するなど、常時広報を行っているところで

す。
今後引き続き、制度の周知に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いします。

担当 財政局 税務部 課税課 電話：06-6208-7751

番号 8. ③

項目 現行の税証明窓口は、個人情報を守るため、正規職員で行うこと。万が一民間企業に業務委託していれば即時廃止すること。

(回答)

税証明窓口につきましては、現在、区職員が従事しております。

担当 北区役所 戸籍登録課 登録担当 電話：06-6313-9963

番号 9. ①

項目 北区の広報紙「わがまち北区」では、防災マップを掲載していましたが、隣接する福島区・都島区・中央区・西区の各区の近隣の施設などを掲載するべきです。災害時、隣接地では北区ではない方へ非難した方がい場合もある。各区共に考慮してほしい。

(回答)

防災マップにつきましては、区民の皆さまに、区内の主要な防災機能を啓発する為に作成しております。

特に、北区は、川に囲まれた地形であり、橋の安全確認や南海トラフ巨大地震による津波の到来が予想されている場合に、西側の地域に避難することは、想定できないため、近隣区の施設の情報を記載することは、検討しておりません。

近隣区の情報が必要な場合につきましては、別途大阪市内の防災機能を掲載した防災アプリ等、区の防災マップ以外の手段を周知しております。

担当 北区役所 地域課 地域担当 電話：06-6313-9471

番号9. ②

項目 前中央郵便局前（ヒルトンプラザWESTの向い側）の歩道が狭く長距離バスや貸し切りバスなどの乗り降りの場に近いため、歩行者が多くなり自転車や歩行者が非常に危険です。安心して通行できるよう、歩道を拡張すること。

(回答)

現況道路につきましては、歩道幅1.8m～3.0mで一部狭幅員となっており、通行される皆様には大変ご不便をおかけしております。

なお、当該道路に隣接した区域は、大阪駅西地区地区計画（別添資料1）に指定されており、この地区計画で、当該道路沿いの敷地内に、8m～10mの歩行者専用通路や多目的広場を地区施設として位置付けています。この区域で建築物の開発を行う際には、この歩行者専用通路等の整備を義務付けており、既存の歩道と合わせて幅員約11m～13mの歩行者空間が整備されることとなります。

担当 建設局 道路部 道路課 電話：06-6615-6782
都市計画局 計画部 都市計画課 電話：06-6208-7882

番号9. ③

項目 大淀南3丁目のJR線・阪神高速下のトンネル（北区大淀南3丁目7-7から福島区鷺洲4丁目6-26間の高架下通路）は天井に網を貼っていますが、いまにも落ちてきそうです。このトンネルは生活上とっても便利で多くの人が利用しています。トンネルを危険がない安全に通行できるようにすること。

(回答)

当該トンネルについては、JRで管理しており、安全上問題はないと確認しております。

担当 北区役所 総務課 政策企画担当 電話：06-6313-9683

番号9. ④

項目 天神橋商店街が自転車に乗っての通行が禁止されています。自転車での通行のために天神橋6丁目から南森町までの天神橋筋に自転車専用道路を本町通りのように、作ること。

(回答)

本市では、自転車が「車両」であり、車道の左側を通行することが原則であることを踏まえ、歩行者の安全を第一に考えて車道内に自転車の安全な通行空間を確保することが必要であると考えております。本町通においては、「自転車レーン」のモデル整備を実施し、自転車の車道通行割合の増加や車道を逆走する自転車の減少など、一定の整備効果の確認ができたため、引き続き、このような「自転車レーン」をご要望頂きました天神橋筋も含め、市内の道路に拡げていく必要があると考えております。

今後、自転車交通量や自転車関連事故が多い路線の抽出を行い、優先的に自転車通行空間が必要な路線から順次進めてまいります。

担当 建設局 管理部 自転車対策課(自転車施策担当) 電話：06-6615-7699

北区 独自回答

番号 1. ⑦

資格証明書ならびに短期保険証発行に基づく直近5年間の医療費の節約効果額を明らかにすること。また、2008年10月20日付の厚生労働省の事務連絡では、「電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努める」こととされているが、現在発行されている資格証明書世帯の接触状況の内訳を明らかにすること。

(回答)

回答なし

番号 1. ⑩

項目 後期高齢者医療制度の保険料については独自軽減措置などを導入し負担軽減をはかること。また、短期保険証の発行・未交付の状況を明らかにすること。

(回答)

なお、北区において短期保険証はすべて発行しており、未交付はありません。

担当 北区役所

番号 1. ⑬

項目 無料低額診療事業を希望する医療機関があれば、直ちに認可すること。また、調剤薬局に対する助成制度を新設すること。実施している最新の医療機関名簿を国保担当などのカウンターに常時配架すること。
(当日、配布してください)

(回答)

回答なし

番号 3. ⑬

項目 減免制度については、国民健康保険のようなチラシを作成し、窓口に常備するとともに、全家庭に送付すること。(当日配布してください)

(回答)

回答なし

番号 5. ⑤

項目 健康悪化を招く西成区が実施している「通院医療機関等確認制度」を導入しないこと。

(回答)

当区では導入の予定はありません。

担当 北区役所 生活支援課 電話：06-6313-9525

番号 7. ③

項目 障がい者優先調達推進法に基づき、物品や役務の提供を障がい者就労支援事業所等から優先的に調達する区の方針を明らかにすること。また、具体的な取り組みの一つとして、区役所や区内行事等で、希望するすべての障がい者就労支援事業所等の授産製品の販売が行えるよう配慮すること。

(回答)

「障害者優先調達推進法」が施行されたことに伴い、平成 25 年 10 月 1 日から、大阪市においても『大阪市における障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針』が適用されており、北区としては、同方針に基づき、発注可能な案件がある場合には、障がい者就労支援事業所等を優先して比較見積などを実施したいと考えています。

また、区役所における授産製品の販売については、個々具体の相談に応じてまいりたいと考えています。

担当 北区役所 総務課（総務担当） 電話：06-6313-9941

番号 8. ③

項目 現行の税証明窓口は、個人情報を守るため、正規職員で行うこと。万が一民間企業に業務委託していれば即時廃止すること。

(回答)

税証明窓口につきましては、現在、区職員が従事しております。

担当 北区役所 戸籍登録課 登録担当 電話：06-6313-9963

番号 9. ①

項目 北区の広報紙「わがまち北区」では、防災マップを掲載していましたが、隣接する福島区・都島区・中央区・西区の各区の近隣の施設などを掲載するべきです。災害時、隣接地では北区ではない方へ非難した方がいい場合もある。各区共に考慮してほしい。

(回答)

防災マップにつきましては、区民の皆さまに、区内の主要な防災機能を啓発する為に作成しております。

特に、北区は、川に囲まれた地形であり、橋の安全確認や南海トラフ巨大地震による津波の到来が予想されている場合に、西側の地域に避難することは、想定できないため、近隣区の施設の情報を記載することは、検討しておりません。

近隣区の情報が必要な場合につきましては、別途大阪市内の防災機能を掲載した防災アプリ等、区の防災マップ以外の手段を周知しております。

担当 北区役所 地域課 地域担当 電話：06-6313-9471

番号9. ②

項目 前中央郵便局前（ヒルトンプラザWESTの向い側）の歩道が狭く長距離バスや貸し切りバスなどの乗り降りの場に近いため、歩行者が多くなり自転車や歩行者が非常に危険です。安心して通行できるよう、歩道を拡張すること。

(回答)

現況道路につきましては、歩道幅1.8m～3.0mで一部狭幅員となっており、通行される皆様には大変ご不便をおかけしております。

なお、当該道路に隣接した区域は、大阪駅西地区地区計画（別添資料1）に指定されており、この地区計画で、当該道路沿いの敷地内に、8m～10mの歩行者専用通路や多目的広場を地区施設として位置付けています。この区域で建築物の開発を行う際には、この歩行者専用通路等の整備を義務付けており、既存の歩道と合わせて幅員約11m～13mの歩行者空間が整備されることとなります。

担当 建設局 道路部 道路課 電話：06-6615-6782
都市計画局 計画部 都市計画課 電話：06-6208-7882

番号9. ③

項目 大淀南3丁目のJR線・阪神高速下のトンネル（北区大淀南3丁目7-7から福島区鷺洲4丁目6-26間の高架下通路）は天井に網を貼っていますが、いまにも落ちてきそうです。このトンネルは生活上とっても便利で多くの人が利用しています。トンネルを危険がない安全に通行できるようにすること。

(回答)

当該トンネルについては、JRで管理しており、安全上問題はないと確認しております。

担当 北区役所 総務課 政策企画担当 電話：06-6313-9683

番号9. ④

項目 天神橋商店街が自転車に乗っての通行が禁止されています。自転車での通行のために天神橋6丁目から南森町までの天神橋筋に自転車専用道路を本町通りのように、作ること。

(回答)

本市では、自転車が「車両」であり、車道の左側を通行することが原則であることを踏まえ、歩行者の安全を第一に考えて車道内に自転車の安全な通行空間を確保することが必要であると考えております。本町通においては、「自転車レーン」のモデル整備を実施し、自転車の車道通行割合の増加や車道を逆走する自転車の減少など、一定の整備効果の確認ができたため、引き続き、このような「自転車レーン」をご要望頂きました天神橋筋も含め、市内の道路に拡げていく必要があると考えております。

今後、自転車交通量や自転車関連事故が多い路線の抽出を行い、優先的に自転車通行空間が必要な路線から順次進めてまいります。

担当 建設局 管理部 自転車対策課(自転車施策担当) 電話：06-6615-7699